

船舶事故調査報告書

平成26年5月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年9月11日 09時00分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港西北西方沖 浜田市所在の浜田漁港馬島防波堤東灯台から真方位278°7.4海里（M）付近 （概位 北緯34°55.5′ 東経131°54.3′）
事故調査の経過	平成25年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 さくら丸、19トン TT2-1558（漁船登録番号）、さくら水産有限会社 18.85m（Lr）×3.90m×1.77m、FRP ディーゼル機関、759.00kW、平成4年5月10日 第272-17943号（船舶検査済票の番号） B 漁船 ^{かいこう} 海幸丸、1.5トン SN3-16626（漁船登録番号）、個人所有 7.55m（Lr）×1.88m×0.63m、FRP ディーゼル機関、86.09kW、昭和57年9月 第272-10928号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年5月10日 免許証交付日 平成24年4月23日 （平成29年5月9日まで有効） B 船長B 男性 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年6月22日 免許証交付日 平成20年8月29日 （平成26年6月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷中央部に擦過傷、操舵室前面窓ガラスを破損、マスト及びオ

	ーニング支柱に曲損
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、浜田港西北西方沖を約9ノットの対地速力で自動操舵によって東南東進中、船長Aが、3Mレンジとしたレーダー画面に何も映っていなかったため、前方に船舶はいないものと思って航行した。</p> <p>船長Aは、A船後方に接近する船舶がいたので、操舵室左舷側の窓から同船の様子を見ていたところ、平成25年9月11日09時00分ごろ、浜田漁港馬島防波堤東灯台から真方位278°7.4M付近において、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、浜田港西北西方沖で船首を南東方に向けて漂流中、船長Bが、周囲を見て船舶が見当たらなかったため、船尾左舷側で漁の仕掛けの準備を行った。</p> <p>船長Bは、下を向いて漁の仕掛けの準備を行っていたところ、右舷後方至近にA船を認め、何もすることができず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は所属の漁業協同組合に、B船は知人にそれぞれ本事故の発生を連絡し、両船は浜田港に帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長Aは、レーダーを調整していなかった。</p> <p>B船は、汽笛を有していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、浜田港西北西方沖を東南東進中、船長Aが、レーダー画面に何も映っていなかったため、前方に船舶はいないものと思い、後方から接近する船舶の様子を見ていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、浜田港西北西方沖で漂流中、船長Bが、周囲を見て船舶が見当たらなかったため、下を向いて漁の仕掛けの準備を行っていたことから、右舷後方至近にA船を認めることとなり、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、浜田港西北西方沖において、A船が東南東進中、B船が漂流中、船長Aが後方から接近する船舶の様子を見ており、また、船長Bが下を向いて漁の仕掛けの準備を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の見張りを常時適切に行うこと。